

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第9号 宇治市財務規則の一部を改正する規則
 ……(ごみ減量推進課) ……2
- 規則第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則
 ……(保育支援課) ……2

告 示

- 告示第25号 市道路線の認定……………(建設総務課) ……5
- 告示第26号 市道路線の区域の決定……………(建設総務課) ……5
- 告示第27号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) ……5
- 告示第28号 市道路線の廃止……………(建設総務課) ……5
- 告示第29号 宇治都市計画地区計画の変更の縦覧
 ……(都市計画課) ……5

公 告

- 公告第15号 天ヶ瀬吊橋長寿命化修繕工事に係る条件付一般競争入札……………(契約課) ……5
- 公告第16号 黄檗公園体育館空調設置工事(その1)に係る条件付一般競争入札……………(契約課) ……8
- 公告第17号 宇治市公共下水道管渠長寿命化工事(蓮池その2)に係る条件付一般競争入札……………(契約課) ……10
- 公告第18号 農用地利用集積計画の縦覧……………(農林茶業課) ……12

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第24号 選挙人名簿の登録を行う日……………12
- 告示第25号 選挙管理委員会の招集……………13

農 業 委 員 会

- 公告第4号 農業委員会定例総会の招集……………13

公 営 企 業

- 告示第3号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……………13
- 公告第8号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消し……………13

規 則

宇治市財務規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年8月16日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第9号

宇治市財務規則の一部を改正する規則

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第103条第3項中「一般競争入札」を「前項の資格に係る一般競争入札」に改める。

第103条の2第1項中「、入札期日」を「、入札期日(電子情報処理組織)に、「使用して行う入札」を「いう。以下同じ。)を使用して行う入札(公有財産売却システム(電子情報処理組織を使用して公有財産及び物品の売払いを行う体系をいう。以下同じ。)による入札を除く。)」に、「という。)」を「という。)」及び公有財産売却システムによる入札に、「3日前」を「、3日前」に改め、同条第2項第2号及び第5号中「電子入札」を「電子入札及び公有財産売却システムによる入札」に改める。

第103条の3各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、契約権者が特に認めるときは、当該書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

第103条の3第4号中「必要」を「必要がある」に改める。

第105条の2第3項中「保証」を「保証(公有財産売却システムによる入札にあつては、当該公有財産売却システムを管理する事業者の保証)」に改める。

第107条第1項ただし書中「又は電子入札」を「、電子入札又は公有財産売却システムによる入札」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 契約権者が公有財産売却システムによる入札を行おうとするときは、第2項の規定にかかわらず、当該公有財産売却システムに必要な事項を登録しなければならない。

第107条の4第2号中「電子入札」を「電子入札及び公有財産売却システムによる入札」に改める。

第189条の見出しを「(公有財産の売払い及び譲与)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「売却し、または」を「売り払い、又は」に、「寄付」を「寄附」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第4号中「売却代金」を「売払代金」に改め、同条第2項中「売却または」を「売払い又は」に改める。

第191条第1項各号列記以外の部分中「第169条第2項の規定による」を「第169条の7第2項に規定する」に、「利率」を「区分に応じ、当該各号に定める利率」に改め、同項第1号中「当該」を削り、「または教育」を「又は教育事業」に、「6.5%」を「6.5パーセント」に改め、同項第2号中「その他」を「前号に掲げるもの以外」に、「、年6.5%～年8.0%以内とし、市長」を「年6.5パーセントから年8パーセントまでの範囲内において市長」に、「ものとす。」を「率」に改め、同条第2項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第192条第1項各号列記以外の部分中「第169条第2項の規定による」を「第169条の7第2項に規定する」に改め、同項第2号及び第5号中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「、質権」を「質権」に、「、抵当権」を「抵当権」に改め、同条第3項中「、または」を「、又は」に、「または代り」を「又は代わり」に改め、同条第4項中「または」を「又は」に改める。

第193条第1項各号列記以外の部分中「第169条第2項」を「第169条の7第2項」に、「または」を「又は」に、「一に」

を「いずれかに」に改め、同項第1号中「当該」を削り、同項第2号中「または」を「又は」に改め、「当該」を削り、同条第2項中「取り消した」を「解約した」に、「または」を「又は」に改める。

第194条第3号中「売却価格」を「売払価格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年8月16日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第10号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則(平成27年宇治市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、支給認定子ども」を「、教育・保育給付認定子ども」に改める。

第2条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 満3歳未満保育認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

第3条第1項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「表に規定する」を削り、同項第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「別表第1」を「0円」に改め、同項第2号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「別表第2」を「別表第1に定める額」に改め、同項第3号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「別表第3」を「別表第2に定める額」に改め、同条中第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「第1項第2号」を「前項第2号」に、「、支給認定子ども」を「、満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「児童がおり、当該児童が同時に次の各号に掲げる施設を利用しているとき、又は家庭的保育、小規模保育若しくは事業所内保育を利用している」を「負担額算定基準子ども(政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。)がいる」に、「第1項第2号及び第3号に規定する支給認定子どもの当該世帯における当該2人以上の児童」を「、当該負担額算定基準子ども」に、「第4条第4項」を「第4条第2項第6号」に、「が2人」を「(政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。)が2人」に、「当該支給認定子ども」を「当該満3歳未満保育認定子ども」に改め、「支給認定保護者に係る全ての」を削り、同項各号を削り、同項を同条第2項とする。

第4条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「宇治市保育所」を「宇治市保育所条例(昭和28年宇治市条例第8号)第1条に規定する保育所」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「納付書」を「市長が定める

方法」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

を「満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項後段中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「支給認定子どもの保護者」

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分	保育料					
	基準額	3歳未満児		3歳以上児		
		2人目適用額	3人目以降適用額			
A 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯又は里親世帯	0円	0円	0円	0円		
B 市町村民税が非課税となる世帯（A階層に属する世帯を除く。）	0円	0円	0円	0円		
C 市町村民税が課税される世帯（A階層に属する世帯を除く。）	C 1 市町村民税の所得割の課税額が48,600円未満である世帯	一人親世帯等	6,950円	0円	0円	0円
		その他	13,700円	6,850円	0円	0円
	C 2 市町村民税の所得割の課税額が48,600円以上97,000円未満である世帯	市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満である一人親世帯等	6,950円	0円	0円	0円
		その他	22,900円	11,450円	0円	0円
	C 3 市町村民税の所得割の課税額が97,000円以上169,000円未満である世帯	37,000円	18,500円	0円	0円	
	C 4 市町村民税の所得割の課税額が169,000円以上301,000円未満である世帯	52,200円	26,100円	0円	0円	
	C 5 市町村民税の所得割の課税額が301,000円以上397,000円未満である世帯	63,000円	31,500円	0円	0円	
C 6 市町村民税の所得割の課税額が397,000円以上である世帯	70,300円	35,150円	0円	0円		

備考

- 「3歳未満児」とは、満3歳未満保育認定子どもをいう。
- 「3歳以上児」とは、政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。
- 「里親世帯」とは、教育・保育給付認定保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である世帯をいう。

4 「一人親世帯等」とは、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該世帯をいう。

別表第2(第3条関係)

教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			保育料				
			3歳未満児			3歳以上児	
			基準額	2人目適用額	3人目以降適用額		
A	生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は里親世帯		0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税が非課税となる世帯(A階層に属する世帯を除く。)		0円	0円	0円	0円	
C階層	C1	市町村民税の所得割の課税額が48,600円未満である世帯	一人親世帯等	6,800円	0円	0円	0円
		その他	13,400円	6,700円	0円	0円	
	C2	市町村民税の所得割の課税額が48,600円以上97,000円未満である世帯	市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満である一人親世帯等	6,800円	0円	0円	0円
			その他	22,500円	11,250円	0円	0円
		C3	市町村民税の所得割の課税額が97,000円以上169,000円未満である世帯	36,300円	18,150円	0円	0円
		C4	市町村民税の所得割の課税額が169,000円以上301,000円未満である世帯	51,300円	25,650円	0円	0円
C5	市町村民税の所得割の課税額が301,000円以上397,000円未満である世帯	61,900円	30,950円	0円	0円		
C6	市町村民税の所得割の課税額が397,000円以上である世帯	69,100円	34,550円	0円	0円		

備考 別表第1備考の規定は、この表において準用する。

別表第3を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定(「納付書」を「市長が定める方法」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料

に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育及び特定地域型保育(以下「特定教育・保育等」という。)に係る保育料について適用し、同日前に受けた特定教育・保育等に係る保育料については、なお従前の例による。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第25号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年8月30日から14日間
令和元年8月30日

宇治市長 山本 正

路線名	起 終	点 点	重要な経過地
木幡474号線	木幡南端8番地の4 木幡南端15番地の9		
槇島町221号線	槇島町一ノ坪336番地の1 槇島町一ノ坪334番地の1		
伊勢田町220号線	伊勢田町井尻33番地の30 伊勢田町井尻33番地の19		
広野町299号線	広野町丸山2番地の44 広野町丸山2番地の48		
広野町300号線	広野町一里山45番地の1 広野町一里山45番地の12		

宇治市告示第26号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年8月30日から14日間
令和元年8月30日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
木幡474号線	木幡南端8番地の4 木幡南端15番地の9	6.0 ~12.0	120.4	
槇島町221号線	槇島町一ノ坪336番地の1 槇島町一ノ坪334番地の1	6.0 ~8.0	44.7	
伊勢田町220号線	伊勢田町井尻33番地の30 伊勢田町井尻33番地の19	6.0 ~12.0	101.1	
広野町299号線	広野町丸山2番地の44 広野町丸山2番地の48	6.5 ~12.2	66.8	
広野町300号線	広野町一里山45番地の1 広野町一里山45番地の12	4.0 ~6.0	107.1	

宇治市告示第27号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定によ

り、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年8月30日から14日間
令和元年8月30日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区 間	供用開始年月日
木幡474号線	木幡南端8番地の4 木幡南端15番地の9	令和元年8月30日
槇島町221号線	槇島町一ノ坪336番地の1 槇島町一ノ坪334番地の1	令和元年8月30日
伊勢田町220号線	伊勢田町井尻33番地の30 伊勢田町井尻33番地の19	令和元年8月30日
広野町299号線	広野町丸山2番地の44 広野町丸山2番地の48	令和元年8月30日
広野町300号線	広野町一里山45番地の1 広野町一里山45番地の12	令和元年8月30日

宇治市告示第28号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年8月30日から14日間
令和元年8月30日

宇治市長 山本 正

路線名	起 終	点 点	重要な経過地	備 考
木幡239号線	木幡南端14番地の4 木幡南端14番地			全部廃止

宇治市告示第29号

宇治都市計画地区計画の変更の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和元年8月30日

宇治市長 山本 正

- 都市計画の種類
宇治都市計画地区計画（里尻地区）
- 都市計画を定める土地の区域
宇治市宇治里尻の一部
- 縦覧場所
宇治市都市整備部都市計画課

公 告

宇治市公告第15号

天ヶ瀬吊橋長寿命化修繕工事に係る条件付一般競争入札について

天ヶ瀬吊橋長寿命化修繕工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。

令和元年8月9日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 天ヶ瀬吊橋長寿命化修繕工事
 (2) 工事場所 宇治市宇治紅峯地内ほか
 (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

橋梁保全

橋長 L = 54.2m

幅員 W = 2.0m

工場製作工 一式

架設工(床組) 一式

高欄設置工 L = 106.8m

補修用足場工 一式

- (4) 工 種 土木一式工事

- (5) 工事期間 契約日から令和2年5月29日まで 254日間

- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 京都府内に本店、支店及び営業所を有し宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第13号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における土木一式工事の総合評定値(P)が820点以上であること。
- なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- (9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。
- ① 技術者として橋梁上部工架設実績(公共及び元請)を有する監理技術者を配置し得ること。
- ② 会社として橋梁上部工架設実績(公共及び元請)を有すること。

(10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 以下のいずれかの書類
- a) 配置予定監理技術者調書1
 b) 施工実績調書
- ② 配置予定監理技術者調書2
 (上記の配置予定監理技術者調書1を提出する場合は不要)
- ③ 配置予定現場代理人調書
 (配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)
- ④ 建設業の許可を証する書類の写し
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法
- ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁口及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
- ② 配布期間
- 令和元年8月9日 午前9時から
 令和元年8月22日 午後2時まで
- ③ その他
- 確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

- ① 提出方法等
- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
 - ・なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)
 - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和元年8月9日 午前9時から

令和元年8月22日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和元年9月3日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

令和元年8月9日 午前9時から

令和元年9月11日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和元年8月9日 午前9時から

令和元年9月4日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和元年9月6日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和元年9月10日 午前9時から午後6時まで

令和元年9月11日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和元年9月12日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、81,236,520円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。※本件における消費税及び地方消費税の税率は、8パーセントを適用するので注意すること。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、調査基準価格は、66,329,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和元年度 64パーセント

令和2年度 36パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市公共工事の前払金に関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

宇治市公告第16号

黄檗公園体育館空調設置工事(その1)に係る条件付一般競争入札について
黄檗公園体育館空調設置工事(その1)について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。

令和元年8月9日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 黄檗公園体育館空調設置工事(その1)
- (2) 工事場所 宇治市五ヶ庄三番割25の1
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
 - ・建物概要
 - 規模構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 4階建て
 - 建築面積 2,763.50㎡
 - 延床面積 4,508.11㎡
 - ・コミュニティアリーナ空調設置工事 一式
 - 屋外機GHP850 2台
 - 屋内機GHP280 6台
 - エア-搬送ファン 4台
 - 有圧換気扇 4台
 - ・コミュニティアリーナ内壁改修工事 一式
 - ・中圧ガス引込み工事 一式
 - ・上記に伴う撤去、外構改修工事 一式

- (4) 工 種 管工事
- (5) 工事期間 契約日から令和2年3月17日まで 181日間
- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
 - (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
 - (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
 - (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における管の総合評価値(P)が700点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 資格確認資料として添付する書類
資格確認資料は、次のものとする。
 - ① 配置予定監理技術者調書
 - ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)